

岩波書店
日本文学史 第三卷 古代

日本神話と歴史

川崎庸之
石母田正

岩波書店

日本神話と歴史

石川
母崎
田庸
正之

日本神話と歴史——神代の物語——……………川崎庸之…三

日本神話と歴史——出雲系神話の背景——……………石母田正…二五

参考文献……………六

日本神話と歴史

— 神代の物語 —

川崎庸之

はじめに、『カミヨ』ということばについて、少し考えておきたいと思う。『カミヨ』ということばは、『古事記』や『日本書紀』の中では、今日ふつうに考えられるような「人の代」にたいする「神の代」の意味では、まだ十分に熟しているとはいえない。もとより『日本書紀』の最初の二巻が、それぞれ「神代」の上・下として立てられていることは事実であるが、『古事記』にはまだそうした意味での「神代」の区分はみられない。記紀の両者をとおして「カミヨ」の語がみいだされるのは、クニノトコタチからイサナキ・イサナミにいたる十二神（或は十一神（紀）を「神世七代」として区別しているところだけであるが、しかしその七代の数えかたについても両者には異同があり、『古事記』ではこの七代の前にさらにアメノミナカヌシ以下「別天神」五神を数えていて、その意味ではこの「神世七代」という数えかたにしても、なお十分に固まっているというわけにはゆかない。ただ『日本書紀』では、ひろい意味での「神代」の中にさらに「神世七代」を区別する結果になっている点がその一つの特色になっている。

これはしかし、記紀の二書に限った場合の話であるが、一方『万葉集』をみると、はやく丘本天皇（皇極天皇か）の御製に

神代より 生れ継ぎ来れば 人多に 国には満ちて …… （四・四八五）

という用例があり、「神代」ということは少くとも記紀の成立以前からすでに一定の意味内容をもって用いられていたものであることが知られるが、それが「中大兄三山の歌」になると、

神代より 斯くなるらし 古昔も 然なれこそ 現身も …… （一・一三）

と、「現身」にたいする「神代」という觀念がはっきりそこに入ってきている。まさに「人の代」にたいする「神の

代」の觀念がそこにあらわれてくるわけであるが、ここではそれが「蟪を争ふ」という「人の代」の眼前のいとなみにたいして、香具山と耳梨の二神が、女神畝火を争ったという「神の代」の物語が回想される形になっている。そしてその反歌

香具山と耳梨山と会ひし時立ちて見に來し印南国原 (二・一四)

になると、それはもう物語そのものの世界に没入しているといわれるであろう。『播磨風土記』にある

出雲の国の阿菩あほの大神、大倭の国の畝火・香山・耳梨、三つの山相闘ふと聞かして、これを諫め止めむと欲して上り來ましし時、此処かみ(神皇)に至りて、すなはち闘止みぬと聞き、その乗れりし船を覆かして坐いましき。(揖保の郡狭野の村神皇の条)

という話は、同じ一つの根からでたものであろうが、ともかくも私たちはここで、実際に伝承された「神代」の物語の一つを想定することができるわけである。

これらの用例は、いずれもいわゆる初期万葉時代のものであるが、つぎにこれを柿本人麻呂についてみると、周知のように、人麻呂は「日竝皇子尊ひなみのみことの殯宮の時」の歌を

天地の 初の時 ひさかたの 天の河原に 八百万 千万神の 神集ひ 集ひいまして 神分ち 分ちし時に
…… (二・一六七)

という句ではじめている。これが『古事記』や『祝詞』などの構想につながる一面をもっていることはよくいわれるところであるが(このことの意味については後述。またこの場合「天地の初の時」ということは「神代」ということばと同義に用いたものとしていい。『万葉集』にはこの種の用例が多い)、一方、人麻呂は「吉野宮に幸せる時」の歌を

山川も 依りて奉れる 神の御代かも (二・三八)

と結んでいるように、眼前の事物をたたえるために『神代』の語を用いている場合がある。『筑紫国に下りし時、海路にて作れる』歌

大君の遠の朝廷と在り通ふ島門を見れば神代し念ほゆ (三・三〇四)

の『神代』もやはりその意味であろう。ここでは、いわば『人の代』の眼前の事実にたいして理想化された『神の代』の姿が考えられているといっている。それは必ずしも何らかの物語が予想されているといった性質のものではなく、また単純に事物の起原が語られているのでもないが、この種の用例はまた『万葉集』に多い。

山部宿禰赤人、不尽山を望める歌

天地の 分れし時ゆ 神さびて 高く貴き 駿河なる 布士の高嶺を …… (三・三一七)

筑波岳に登りて、丹比真人国人の作れる歌

鶏が鳴く 東の国に 高山は 多にあれども 二神の 貴き山の 竝み立ちの 見が欲し山と 神代より 人の

言ひつぎ …… (三・三八二)

好去好來の歌 山上憶良

神代より 言伝て来らく 虚みつ 倭の国は 皇神の 厳しき国 言霊の 幸はふ国と 語り継ぎ 言ひ継がひ けり 今の世に 人も悉 目の前に 見たり知りたり …… (五・八九四)

養老七年癸亥夏五月、芳野離宮に幸せる時、笠朝臣金村の作れる歌

…… み吉野の 蜻蛉の宮は 神からか 貴かるらむ 国からか 見が欲しからむ 山川を 清み清けみ うべ し神代ゆ 定めけらしも (六・九〇七)

神龜元年甲子冬十月五日、紀伊国に幸せる時、山部宿禰赤人の作れる歌

…… 神代より 然ぞ尊き 玉津嶋山 (六・九一七)

(天平) 八年丙子夏六月、芳野離宮に幸せる時、山部宿禰赤人、詔に応じて作れる歌(反歌)

神代より芳野の宮に在り通ひ高知らせるは山河をよみ

(六・一〇〇六)

その他、一般的に「人の代」の事物の起原をいうために「神代」の語をもちだしてくる例は多いが、その中で特異なものの上に、「田辺福鷹の歌集中に出づ」と左注にある「敏馬浦を過ぐる時作れる歌一首并に短歌」がある。

八千杵の 神の御世より 百船の 泊つる泊と 八島国 百船人の 定めてし 敏馬の浦は …… (六・一〇六五)

浜清み浦うるはしみ神代より千船のとまる大和田の浜

(六・一〇六七)

また「柿本朝臣人麻呂の歌集に出づ」という「七夕」の歌

八千戈の神の御世より乏し嬌人知りにけり繼ぎてし思へば

(一〇・二〇〇二)

天地と別れし時ゆおのが嬌然ぞ手に在る秋待つ吾は

(一〇・二〇〇五)

ひさかたの天つ印と水無河隔てて置きし神代し恨めし

(一〇・二〇〇七)

このような種類の歌になると、すでにその背後に何か具体的な伝承や物語を予想しなくてはならなくなり、同時にその「神の代」を主宰する神の名がそこに詠みこまれてくることに注目しなくてはならない。「神代」という直接のことはみえないにしても、やはり「柿本朝臣人麿の歌集に出づ」という「羈旅にて作れる」歌の一首
大穴牟遲少御神の作らしし妹背の山は見らくしよしも
おほなむぢすくなくみかみ
はまた、その典型的な例の一つであるといふことができる。

(七・一二四七)

「神の代」は、『万葉集』においては、一面「人の代」の現実の姿にたいして理想化された觀念の世界であるとともに、何らかの意味でその範型となり、直接に「人の代」の現実のいとなみを規制する力をもつものとしてあらわれてくる一面があるといふことができる。その一つの典型的な例が大伴家持の歌であるが、

史生尾張少咩を教へ諭す歌

大己貴 少彦名の 神代より 言ひ継ぎけらく 父母を 見れば尊く 妻子見れば 愛しく慙し うつせみの

世の理と 如此様に 言ひけるものを …… (二八・四一〇六)

世間の無常を悲しむ歌

天地の 遠き始ゆ 俗中は 常無きものと 語り続き ながらへ来れ …… (二九・四一六〇)

挽歌

天地の 初の時ゆ 現身の 八十伴の男は 大王に 服従ふものと 定まれる 官にしあれば 天皇の 命かし

こみ 夷放る 国を治むと …… (二九・四二一四)

そこでは「うつせみの世の理」——「人の代」の理法そのものがすでに「神の代」において予め定められたものとし

て受取られ、それが仏教にいう「世間の無常」を観ずる立場にまで浸透してきていることが注目される。「現身の八

十伴の男」は「大王に服従ふもの」として、「天地の初の時」から「定まれる官」であるというのも、その観点から

すれば当然の観想であったといわれるであろう。周知の「族に諭す歌」が

ひさかたの 天の戸開き 高千穂の 嶽に天降りし 皇祖の 神の御代より …… (二〇・四四六五)

とうたいはじめられているのは、それとはまた別な要因が入ってきていることを考えなくてはならないけれども、根

本の観想には同じものがあると思う。したがって、「神の代」はその限りでは必ずしもつねに讃美・畏敬の対象にな

るとばかりはいえず、ときとしては一種の諦念、或は怨恨のことばがそこに向けられることすらあったという点を見

逃すことができないと思う（「神代し恨めし」）。

『万葉集』には今一つ「皇祖の神の御代」という用例がある。家持の「族に諭す歌」にあるのがその一つであるが、

先引の人麻呂の「日竝皇子尊の殯宮の時」の歌も、内容的にはその観想に立つものであり、皇室の祖先にあたる神々

が活躍した時代として考えられるものである。『田辺福麿の歌集中に出づ』という『寧楽の故郷を悲しみて作れる』歌に

やすみしし 吾大王の 高敷かす 大和の国は 皇祖の 神の御代より 敷きませる 国にしあれば ……

(六・一〇四七)

とある『神の御代』もその用例の一つに数えることができ、やや特異な例としては、家持の『橘の歌』がある。

かけまくも あやにかしこし 皇御祖の 神の大御代に 田道間守 常世に渡り …… 然れこそ 神の御代よ

り 宜しなべ この橘を 非時の 香の木の實と 名づけけらしも (二八・四一一二)

しかし、この『カミヨ』ということばを、皇室の祖先にあたる神々の活躍した時代という意味にとる場合には、同じ家持が『陸奥国より金を出せるを賀きたまふ詔書の歌』の中に詠みこんでいるように

葦原の 瑞穂の国を 天降り しらしめしける 天皇の 神の命の 御代重ね 天つ日嗣と しらし来る 君の

御代御代 …… (二八・四〇九四)

それ自身幾世代にもわたって用いられることが可能であり、必ずしも始祖中心の時代に限定することができなくなつて、『人の代』にたいする『神の代』の意義をうすくしてくる一面があることを考えなくてはならない。もつとも、天皇をさして『現つ神』(六・一〇五〇)と称ぶ時代の用例としてみれば、この拡張は避けられない点もあったにちがいないが、それはしかし、本来の用例をはなれたものといわなくてはならないであろう。家持の『橘の歌』は、その意味では『カミヨ』ということばが二様に使いわけられている点で特異なものになっているということができる。結局ここで『カミヨ』ということばは『人の代』にたいして用いられたのが、むしろその本来の形であつたことが知られるわけで、無媒介にこれを皇室の祖先にあたる神々が活躍していた時代の意味にとることはできない。『万葉集』の歌の實際をみてもわかるように、『カミヨ』の主宰者としてその名をあらわす神々は、決して皇室の祖先にあたる神々

のみではないのである。

「カミヨ」の主宰者、或はその代表者として『万葉集』にその名をあらわす神々は、まずオホナムチ・スクナヒコナの神、つぎにヤチホコの神である。アマテラス神の名も一例、家持の「七夕の歌」(二八・四一二五)にみえるが、これはしかし人麻呂が「日竝皇子尊の殯宮の時」の歌で、「天照す日雲尊ひるのみにと」に云ふ、さしのぼる日女の命」といった場合の「天照す」と同様、単純な形容の語とみるのがむしろ自然で、げんに「ひさかたの天照る月」というような用例(七一〇八〇、一〇・二四六三、一五・三六五〇)から積極的にこれを区別する理由をみいだすことは困難なように思われる。だから、これはひとまず例外として考えなくてはならないと思われるが、そうすると、多少ともに「カミヨ」の主宰者、或はその代表者として、万葉人の意識の中に入ってきている神々は、オホナムチ・スクナヒコナとヤチホコの神だけだということになる。もっとも、先引の「中大兄三山の歌」の背後に予想される物語から推していえば、アホの大神の名もそこに加えられていいかもしれないが、この神の名は『万葉集』には全然その所見がなく、『播磨風土記』にもただ一カ所にしかその名をあらわさないで(先引)、にわかにも何ともいうことができない。それにしてもしかし、「カミヨ」の主宰者、或はその代表者として『万葉集』の中にその名をあらわす神々が、いずれもいわゆる出雲系の神々、というよりは結局オホクニヌシの名に代表される神々であるということを注意しなくてはならないと思う。今少しくこれらの神々の名を詠みこんだ歌についてみると、

生石村主真人の歌
おかしらすぐりまひと

大汝少彦名のいましけむ志都しづの石室いはやは幾代経ぬらむ
おほなむち

(三・三五五)

(天平二年)冬十一月、大伴坂上郎女、帥しづ旅人の家を発し道に上りて、筑前国宗形郡名児山を超ゆる時作れる歌

大汝 少彦名の 神こそは 名づけ始めけめ 名のみを 名児山と負ひて 吾が恋の 千重の一重も 慰めなく

に (六・九六三)

羈旅にて作れる

大穴牟遲少御神の作らしし妹背の山は見らくしよしも

(『柿本朝臣人麿の歌集に出づ』七・一二四七)

史生尾張少昨を教へ諭す歌

大己貴 少彦名の 神代より 言ひ継ぎけらく 父母を 見れば貴く 妻子見れば 愛しく慙し うつせみの
世の理と 如此様に 言ひけるものを 世の人の 立つる言立ことたち …… 語りけまは 永久に 斯くしもあらめ
や 天地の 神ことよせて 春花の 盛もあらむと 待たしけむ 時の盛ぞ ……
(大伴家持、一八・四一〇六)

敏馬浦を過ぐる時作れる歌

八千棹の 神の御世より 百船の 泊つる泊と 八島国 百船人の 定めてし 敏馬の浦は ……
(『田辺福麿の歌集に出づ』六・一〇六五)

七 夕

八千戈の神の御世より乏し婦人知りにけり継ぎてし思へば (『柿本朝臣人麿の歌集に出づ』一〇・二〇〇二)

もとよりここで、志都の石室・名児山・妹背の山、或は敏馬の浦などについて、具体的にオホナムチ・スクナヒコナ・ヤチホコなどの神の名を負うどのような物語が伝えられていたかを知るすべはない。しかし『出雲風土記』にいう「天の下造らしし大神」としてのオホナムチの神の姿は、いたるところにその影を落していることは知ることができよう。ただ、ヤチホコの神の名は、現存の『風土記』にはどこにも所見がないので、この神の名がどうして万葉人の意識の中に入ってきたかは今のところ疑問とするより他はない。

ところで一方、「カミヨ」を「皇祖の神の御代」、皇室の祖先にあたる神々の活躍した時代に限定すると、今度はそ

の中心になる神の名をみいだすことができない。人麻呂の『日竝皇子尊の殯宮の時』の歌では、たしかに『天照す日
鬘尊』の名がみえてくるし、

葦原の 瑞穂の国を 天地の 依り合ひの極 知ろしめす 神の命と 天雲の 八重かき別きて 神下し 坐せ
まつりし 高照す 日の皇子は ……

とそこに詠みこまれているヒノミコをこの国に下したのは、それが『天照す 日鬘尊 天をば 知らしめすと』とい
う句をうけているところを見ると、それはアマテラス神自身の意志にもとづくもののようにも受取れるけれども、そ
れにしてもそれ以前になお先引の

天地の 初の時 ひさかたの 天の河原に 八百万 千万神の 神集ひ 集ひ坐して 神分ち 分ちし時に
という一節があり、その『八百万千万神』の『神集ひ』の場で、アマテラス神だけがそこに独一的な地歩を占めてい
たということはそうたやすくいえないのではないだろうか。そこに記紀の物語や祝詞などと共通の構想や修辭がみら
れることは事実であるが、といってすぐにそれを先取りして、この歌でもアマテラス神を『カミヨ』の主宰者として
速断することは、なお多くの危険があるように思われる。

げんに祝詞の中で半ば定型化されている

高天の原に神留ります、皇陸神ろき・神ろみの命もちて、八百万の神等を神集へ集へたまひ、神議り議りたまひ
て、我が皇御孫の命は、豊葦原の水穂の国を、安国と平らけく知ろしめせと事依さしまつりき。(『六月晦大祓』)
というような詞章において、その『皇祖の神』の名は直接には明かにされてはいないばかりか、『祈年祭』^{としひのまつり}の祝詞など
では、アマテラス神は

高天の原に神留ります、皇陸神ろきの命、神ろみの命もちて、天つ社、国つ社と称辞^{たてことば}竟へまつる皇神等
の一として、ただ『辞別きて、伊勢に坐す天照らす大御神の大前に白さく……』といわれているにすぎない。とくに

「出雲国造神賀詞」などになると

高天の神王高御魂の命の、皇御孫の命に天の下大八島国を事避さしまつりし時に、

と、これまでにはみられなかった神の名が、はつきりそこに高天原を主宰する神、スメミマの命に命令する地位にある「皇祖の神」として登場してくる事が知られ、ここに一つの新たな問題が加わってくる。(もっとも、このタカミムスビの神の名は、現存の『風土記』にはみえず、わずかに『釈日本紀』所引の『山城風土記』にアマテラスタカミムスビの命という名があらわれてくるにすぎない。)

「カミヨ」ということばは、『万葉集』においては、「人の代」の現実のたいして理想化された「神の代」の謂であり、「人の代」の現実のいとなみはすべてそこに起原をもち、或る意味でははじめからそこに予定されているのだという觀念がそれにともなっていることを知ることができる。オホナムチ・スクナヒコナ・ヤチホコなどの神々が「カミヨ」の主宰者の名としてあらわれてくるのは、その意味においてであるが、一方「カミヨ」は、「天地の初の時」として「八百万千万神」の世界である(二・一六七)。それは一般に「アメツチノカミ」(天地の神祇、天地の神、天地)として総称されるが、『万葉集』の歌をとおして知られるかぎりでは、全体としてそれは「人の代」のあらゆる生のことなみに深い影響力をもつものであるにかかわらず、その神々の性格はなおきわめて未分化な状態にあり、その中で特定の神の性能を区別することは殆ど不可能にちかい。

天地といふ名の絶えてあらばこそ汝と吾と逢ふこと止まめ (『人麿歌集』一一・二四一九)

「天地という名」天地の神々は儼然として存在する。しかし、その中で、

いかならむ名に負ふ神に手向せば吾が念ふ妹を夢にだに見む (同、一一・二四一八)

「愛の神」の名はまだこの人たちには知られていない。

天地のいづれの神を祈らばか愛し母にまた言問はむ

(防人、二〇・四三九二)

も同じ歎きを歌ったものであり、実際のいとなみとしては

国国の社の神に幣帛奉り贖祈すなむ妹がかなしき
（同、二〇・四三九一）

「国国の社の神」一々に祈るより他に道はなかったのである。だからまた、それは例えば大伴氏というような特定の氏の「氏の神を供へ祭る」場合にも

ひさかたの 天の原ゆ 生れ来る 神の命 奥山の 柳の枝に 白香つけ 木綿とりつけて 斎瓮を 忌ひ穿り
居る 竹玉を 繁に貫き垂り 鹿猪じもの 膝折り伏せ 手弱女の 押日取り懸け ……
（大伴坂上郎女、神を祭る歌 三・三七九）

と、逆にその「氏の神」の名をあらわさず、たんに「天の原ゆ生れ来る神の命」とうたうような例がでてくるのだと思われる。この「天の原ゆ生れ来る神の命」が、すぐにそのまま「大伴の遠つ神祖の、其の名をば大来目主と負ひ持ちて」（家持、一八・四〇九四）活躍した一個の武神を意識にしているものとは必ずしもいいきれないものがあるように思われる。というのも、ここには「まつり」そのものの情景は詳しくうたわれているにしても、その祭そのものの対象である「氏の神」の姿はどこにも浮びでてこないばかりか、歌全体の趣意も、

かくだにも 吾は祈ひなむ 君に逢はじかも

と、「氏の神」をまつるといふ点からはおよそかけはなれたものになっている。もっとも、これは左注にあるように「大伴氏の氏の神を供へ祭る時、聊この詞を作りき」——氏の神の祭とこの歌とは本来別なものだといわれるかもしれないが、それにしてもしかし、この「天の原ゆ生れ来る神の命」が大伴氏の氏の神以外のものだということはできず、その点まさに特定の氏の「氏の神」と一般の「天地の神」との奇異な混淆をみる一つの例になるともいえるであろう。

いづれにしてもこの「アメツチノカミ」といふ觀念は、神々の性能としてはなおきわめて未分化なものであって、

「カミヨ」というのは本来それらの神々の世界であるといっても、それだけではその世界の実体を明かにする何らの手がかりもえられないといわなくてはならない。それと一方、『万葉集』には別に「カミヨ」を主宰する神々の名が二三あらわれている特色はあるけれども、その神々がその意味で何か一般の「アメツチノカミ」から区別される特別なはたらきをみせているかという点、そうはいえない。たしかにそれは何か或る既知の伝承や物語をその背景にもっていることを推測させる点があり、その意味で全体として「カミヨ」そのものの意義を明かにする上に大きな示唆を与えるものがあるが、『万葉集』そのものの中にそれ以上の証拠をもとめようとすることはもとより不可能であろう。皇室の祖先として考えられる神々もそこに一定の地位を与えられているとはいえず、それはしかし「カミヨ」を代表、主宰する神々とはむしろ異質の存在としてあらわれてくる点を考えなくてはならないと思う。

II

以上、『万葉集』の歌を中心にして、「カミヨ」ということばがそこではどのような意味に用いられているか、どのような神々がそこにその名をあらわしてくるか、皇室の祖先として考えられている神々はそこでどのようなあらわれかたをするか、それは「カミヨ」の代表、或は主宰者としてその名をあらわす神々とはどのような関係に立っているかというような点を主として考えてみたものである。ここで前にもどって、『古事記』と『日本書紀』とを主にした考察に入りたいと思うわけであるが、以上のことを前提にして記紀の記載をみると、何よりもまず最初に気づくことは、「カミヨ」ということばの用例が、記紀の二書においてはきわめて特殊な意味に限定されてきているという点である。

「カミヨ」ということばは、たしかに記紀の成立以前から存在したということができる。そしてそれはたんに「天